

ー熊本市フッ化物塗布事業のおおまかな流れー

* 熊本市より生後8か月の誕生日頃にフッ化物塗布券(歯の健康手帳と一体型)が郵送される。

1. フッ化塗布希望者が来院されたら(事前に予約があります)

- ・対象者(幼児)が塗布券の種類を確認する。
 - ・年齢を確認(1歳児、2歳児、2歳6か月児になる熊本市民)
 - ・受診の当日に熊本市に住民登録がある方が対象です。
- ・歯の健康手帳記載の前回フッ化物塗布日から2か月以上経っているか確認。



2. (様式1)(医療費請求用)「フッ化物塗布券」に記入する。

- ・1歳児のみ健診もあり。母子健康手帳の「1歳児健康診査」の歯の状態欄に記入(P5-6)
 - ・1歳児フッ化物塗布券白色(P8)
 - ・2歳児フッ化物塗布券ピンク色(P12)
 - ・2歳6か月児フッ化物塗布券黄色(P16)



3. 「歯の健康手帳」のフッ化物歯面塗布の記録へ記入する。



4. 「チラシ」(P9, 13, 17)をコピーして渡し、歯科保健指導を行う。



5. 窓口負担なし。

熊本市歯科医師会事務局へ、「フッ化物塗布券」原本を送付。
(翌月の5日までに)

熊本市歯科医師会にて、データ入力し、熊本市へフッ化物塗布券を送付し、請求。



熊本市より、熊本市歯科医師会へ入金(1,155円)



熊本市歯科医師会より、歯科医院へ1,100円入金(手数料55円)